

令和6年7月29日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第三号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 鈴木真澄（江東支部）

処分年月日 令和6年7月29日（理事会議決日）

処分内容 廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む）
（東京都行政書士会会則第23条第1項第三号）

処分理由 （違反している規則、会則）

- 一 行政書士法第13条（会則の遵守義務）
- 二 行政書士法施行規則第9条（書類等の作成）
- 三 東京都行政書士会会則第18条（会員の責務等）
- 四 東京都行政書士会倫理規程第3条第2項及び第7条（虚偽の真実の作出の禁止）

被処分者は、監理団体が作成すべき書類を、監理団体の承認を得ずに自らが作成し、東京出入国在留管理局に提出した。そして、在留資格変更許可申請が不許可になったのち、不許可理由を確認すべく、虚偽の委任状を用いて、東京出入国在留管理局に開示請求の申請をした。仮に書類送付先に関する委任状であったとしても、許されるものではない。一連の行為について、反省していると言いつつも、虚偽の委任状とみなされたことは残念と述べるなど、反省しているとは言い難く、再犯の可能性が否定できない。

以上の理由から上記の処分を科す。